

一般社団法人北九州東労働基準協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人北九州東労働基準協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北九州市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、労働基準法及び労働安全衛生法並びに同法関係法令の普及、適正な労働条件の確保・改善、労働者の安全衛生の確保等を図るために必要な事業を行うことにより、労働者の福祉の向上と産業の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 労働基準法及び労働安全衛生法並びに同法関係法令の普及
- (2) 適正な労働条件の確保・改善及び労働福祉向上のための調査研究並びに情報、資料の収集及び提供
- (3) 産業安全及び労働衛生に関する調査研究並びに情報、資料の収集及び提供
- (4) 各種講習会の開催
- (5) 安全週間・労働衛生週間行事の実施
- (6) 表彰及び奨励
- (7) 関係官庁及びこの法人と目的を同じくする団体との連絡、調整
- (8) その他この法人の目的達成に必要な事項

2 前項の事業は、北九州市において行う。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員は、この法人の事業に賛同して、次条の規定により入会した原則として北九州東労働基準監督署管内の個人又は団体とする。

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出して、入会の申込みを行うものとする。

2 入会は、会員総会において別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知する。

(会費)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、会費として会員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、会員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を毀損し又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員総会の日から1週間前までに当該会員に通知し、かつ会員総会で弁明の機会を与えなければならない。

3 会長は、会員を除名したときは、除名した会員に対しその旨を通知しなければならない。

(会員の資格喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して3年以上なされなかったとき
- (2) 総会員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

第4章 会員総会

(構成)

第11条 会員総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の会員総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 会員総会は、次の事項について議決する。

- (1) 入会の基準及び会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任及び解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 事業の全部又は一部の譲渡
- (8) 解散及び残余財産の帰属の決定
- (9) その他会員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 会員総会は法人法上の定時社員総会として、定時会員総会を毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、臨時会員総会として必要がある場合に開催する。

2 臨時会員総会は、次のいずれかの場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき

(2) 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員から、会員総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により開催の請求があったとき

(招集)

第14条 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号の場合には、請求の日から30日以内に臨時会員総会を招集しなければならない。

3 会員総会を招集するには、会議の目的たる事項及びその内容、日時並びに場所を示して、開会の1週間前までに書面により通知しなければならない。

ただし、理事会の決議に基づき、会員総会に出席しない会員が書面によって議決権を行使することができる」とされた場合は、2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第15条 会員総会の議長は、会長とする。

2 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、副会長が会員総会の議長となる。

(議決権)

第16条 会員総会における議決権は、会員1名につき各1個とする。

(決議)

第17条 会員総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

4 会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては前3項の規定の適

用については会員総会に出席したものとみなす。

- 5 理事会において会員総会に出席しない会員が書面で議決権を行使することができることを定めたときは、会員総会に出席できない会員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合においては、当該議決権の数を第1項から第3項までの出席した会員の議決権の数に算入する。

(決議の省略)

第18条 理事又は会員が会員総会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の会員総会の決議があったものとみなす。この場合においては、その手続きを第14条第1項の理事会において定めるものとし、第15条から前条までの規定は適用しない。

(議事録)

第19条 会員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会員総会で選定された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。
- 3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。前条の規定により作成した会員総会の決議の省略の意思表示を載した書面、第17条第4項に規定する委任状その他の代理権を証明する書面及び第17条第5項に規定する議決権行使書についても同様とする。

第5章 役員

(役員の設定)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

理事 4名以上12名以内

監事 2名以内

- 2 理事のうち、1名を会長とし、会長以外の理事のうち3名を副会長とする。
- 3 前項の会長及び副会長1名をもって法人法に規定する代表理事とし、代表理事以外の副会長2名をもって法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事（理事会の決議により法人の業務を執行する理事として選定された理事をいう。以下同じ。）とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、会員総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事はこの法人又はこの法人の子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 各理事について、理事とその理事の親族等である理事の合計数は、理事の総数の3分の1以下とする。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行す

る。

- 2 会長及び代表理事である副会長1名は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 代表理事以外の副会長2名は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 会長及び副会長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結のときまでとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結のときまでとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
- 4 理事又は監事については、再任を妨げない。
- 5 理事又は監事が第20条に定める定数に足りなくなるとき又は欠けたときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、それぞれ新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 役員は、会員総会の決議によって解任することができる。この場合その役員に対し、決議する前に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第26条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、会員総会において定める総額の範囲内において、報酬を支給することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、役員には費用を弁償することができる。

(損害賠償責任の免除)

第27条 この法人は、法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

- 2 この法人は、法人法第115条第1項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、同法第113条で定める最低責任限度額とする。

第6章 理事会

(理事会の設置)

第28条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 監事は理事会に出席して、その職務に関し意見を述べる。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職

(開催)

第30条 理事会は、3箇月に1回以上開催する。ただし、次に掲げる場合は臨時に理事会を開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 監事から招集の請求があったとき

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 会長は、前条第1項第2号又は3号の場合、請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。
- 4 前条第1項第2号又は3号の請求を行った理事又は監事は、請求を行った日から5日以内に、その請求を行った日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、理事会を招集することができる。
- 5 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長とする。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会の議長となる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が当該提案について書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、

監事がこの提案に異議を述べたときはこの限りではない。

- 3 理事、監事が、理事又は監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。
- 4 前項の規定は、第22条第4項に規定する報告については適用しない。

(議事録)

- 第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した会長、代表理事である副会長及び監事は前項の議事録に記名押印する。ただし、代表理事の選定を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印する。
 - 3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。前条第2項の規定により作成した理事会の決議の省略の意思表示を記載した書面についても同様とする。

第7章 財産及び会計

(事業年度)

- 第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第36条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、会長が作成し理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

- 第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て定時会員総会に提出し、第1号から第3号の書類についてはその内容を報告し、第4号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 公益目的支出計画実施報告書
- (4) 貸借対照表
- (5) 正味財産増減計算書
- (6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

- 2 第1項の規定により報告又は承認された書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くものとする。これらのうち公益目的支出計画実施報告書については、一般の閲覧に供するものとする。
- 3 定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
- 4 貸借対照表は、定時会員総会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、会員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第39条 この法人は、会員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分制限)

第40条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

(残余財産の帰属)

第41条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、会員総会の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告)

第42条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法とする。

第10章 事務局その他

(事務局)

第43条 この法人に事務局を置き、事務局長の任免は理事会の決議を経て会長が行う。

2 事務局の組織、内部管理に必要な規程その他については、理事会が定める。

(委任)

第44条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

第11章 委員会

(委員会)

第45条 この法人の事業を推進するために、理事会はその決議により、次の委員会を設置する。

- (1) 安全衛生委員会
 - (2) その他理事会が必要と認めた委員会
- 2 第1項の委員会は、第4条の事業である産業安全、労働衛生及び労働福祉向上に関して、専門的な調査、研究及び協議等を行い、理事会に提出することを目的とする。
- 3 第1項の委員会の委員は、理事会において選任及び解任する。
- 4 第1項の委員会の委員、その他必要な事項は、理事会が定める。

附則

(施行日)

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

(最初の事業年度)

- 2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第35条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

(最初の役員)

- 3 第21条の規定にかかわらず、
この法人の最初の代表理事である会長は、 大谷 雅昭
代表理事である副会長は 鳥越 遵生
業務執行理事である副会長は、 藤村 幸弘 山口 隆生
理事は 永汐 正和 金子 清利 山中 博
瓜生 清久 中本 卓巳 鈴山 勲
藤川 剛 糸山 久美子
監事は 浅川 武士 井上 敏勝
とする。